

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	神奈川県准看護師試験委員会条例		
条 例 番 号	昭和 27 年神奈川県条例第 35 号	法 規 集	第 8 編第 2 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	保健師助産師看護師法第25条第 2 項の規定に基づき、准看護師試験等の調査審議を行うための神奈川県准看護師試験委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	保健師助産師看護師法第25条第 1 項により都道府県に置くこととされている准看護師試験委員会について、同条第 2 項の規定に基づき、必要な事項について定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	試験委員会は、准看護師養成所の指定に関する事項、准看護師試験に関する事項、准看護師に関する重要事項について知事の諮問に応じて調査審議を行うことを目的に設置されたもので、年 4 回程度開催され、本県の保健福祉行政を推進する上で有効に機能している。	委員会開催実績 平成 18 年度 4 回 平成 19 年度 4 回 平成 20 年度 4 回（予定）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	委員は、学識経験者 1 名、看護・医療に関する組織の代表 8 名及び関係行政機関の職員 1 名の計 10 名で構成されており、効率的な調査審議が行われている。	委員構成 学識経験者 1 名、看護・医療に関する組織の代表 8 名、関係行政機関の職員 1 名
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	神奈川県力構想実施計画の戦略プロジェクトである「保健・医療・福祉人材の育成・確保」を推進するために必要な条例であり、県政の基本的な方針に適合している。女性委員 5 名を登用しており「かながわ男女共同参画推進プラン」にも適合している。 なお、試験委員が出題委員を兼ねていることから、委員名は非公開とし、試験問題を検討・作成するため、審議は非公開で行う。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	保健師助産師看護師法第25条に基づき、委員会に関し必要な事項を定めているものであり、憲法、法令に抵触しない。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>